

落札者の決定方法等について

落札者の決定にあたっては、「価格評価点(30 点)」に「技術(デザイン等)評価点(70 点)」を加えた「総合評価点(100 点)」の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。
- (2) 落札者がいない場合は、総合評価点が最も高かった入札参加者と個別の交渉を行う。その入札者と合意に至らない場合は、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。
- (4) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅延なく、契約の手続きを行うこと。

1. 価格評価点について

契約上限金額以下の金額で入札を行った者の内、最低金額の評価点を最高点(30 点)とする。

入札価格	評価点
契約上限額超過	評価対象外
契約上限額以下	$30 \text{ 点} \times (\text{提案金額の内最低金額} \div \text{提案金額})$ ただし、小数点以下切り捨て

2. 技術(デザイン等)評価点について

入札者参加者に対するヒアリングを求める場合がある。「男女共同参画情報誌クレオ作成にかかる技術(デザイン等)評価項目」(別紙)に関して実現可能かが採点項目となる。財団より説明を求められた入札参加者はこれに応じなければならない。